柴田安彦の市政報告

No. 577　２０１４，６，１　【隔週発行】

発　行　蒲郡市議　柴田安彦（無所属）

蒲郡市清田町沖田５８番地１　TEL/FAX ６７－６９６４

ホームページ http://yas.sub.jp

Eメール yas@xk.sub.jp　ブログ http://blog.yas.sub.jp

３月に策定した蒲郡市ごみ処理基本計画

賛成できないゴミ処理有料化

家庭のごみ収集・処理は税金でまかなう市の基本的な仕事！

本年３月、蒲郡市は「ごみ処理基本計画」を策定しました。計画は14～28年度までの15年間とし、おおむね５年ごとに見直しをおこなうことにしています。

蒲郡市のごみ排出量は、全国、県平均よりも多く、一層の減量化が必要とされています。同時に可燃ゴミ中に含まれる資源ごみの割合が高く、分別の徹底が課題だと指摘しています。

計画では目標値を掲げ、具体的な施策も示しています。その中に「ごみ処理の有料化の実施」を掲げ「排出されるごみの減量化が期待できる。市民負担の公平化やごみ処理広域化施設建設費用の節減などの効果がある」としているのは問題です。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）は、第３条で「事業者は自らの責任で処理」することを求め、第６条の２で「市町村は収集・運搬・処分をしなければならない」としています。つまり、家庭ごみの処理は市の義務と位置づけているのです。

地方自治法第２２７条に

（次頁につづく）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第３条

事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

第６条の２

市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

地方自治法

第２２７条

普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

は「特定の者のためにするものつき、手数料を徴収できる」とあり、ゴミ処理の有料化もこの条文を根拠に条例で規定する必要があります。ところが、家庭ごみは誰もが排出するものであり、特定の者に対するサービスではありません。したがってごみの収集・処理に手数料はなじまないと考えられます。

以上のことから、ごみの収集や処理は、市町村が義務として行うべき基本的な事務であり、住民の納めた税金を使って行うべき仕事だといえます。この仕事を行うために市民から別に処理費を徴収するのは、税金の二重取りとの批判は避けられません。

これまで市は、新たに投資をした事業者に対しその固定資産税相当額を助成する奨励措置対象事業奨励金制度をつくり、4億600万円もの税金を投入してきました。また、蒲郡港利用企業に対し、車1台1000円・木材1㎥200円の助成金を出す制度などをつくってきました。本来税金でまかなうべきごみ収集処分には住民から利用料を徴収する一方で、民間事業者の活動助成に多額の税金を使うのは本末転倒です。

また有料化してもごみそのものが減るわけではないこと、有料化が意識改革につながるとは限らないこと、不法投棄を招くリスクがあることも不安材料です。

ごみ減量化をいっそう進めることは当然です。ごみ処理には多くのエネルギーや費用がかかり、最終処分場にも限りがあります。そのためには、計画が示す啓発と教育を徹底することが重要で、有料化を進めることには賛成できません。

計画では「概ね3年後を目安に有料化の具体的な実施手法について判断する」としています。

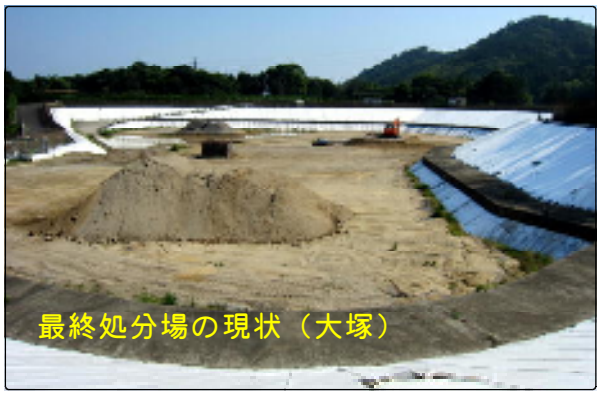
最終処分場の現状（大塚）

双眼鏡

財産管理などの相談にのってきた高齢者が入院し、たまたま手術を受けるかどうかを決める場面に居合わせてしまった。

ステロイド投与のためか腸に穴があいたらしく「手術が必要だが、術後に人工呼吸器が外せない可能性が高い。医師が人工呼吸器を外すことはできないので、それを承知してもらえないと手術はできない。手術をしないと、命を失いかねない」というのだ。説明する側も判断する側も辛い。

チューブにつながれる生活を拒否した彼は、3日後に亡くなった。自分ならどう答えたかと考えると、心に残る生きざまだった。